

平成 22 年度 第 7 回年金業務監視委員会 議事要旨

1 日時 平成 22 年 11 月 24 日（水）17:00～18:30

2 場所 中央合同庁舎第 2 号館 10 階総務省第 1 会議室

3 出席者

（委員会）郷原委員長 高山委員長代理 片桐委員 岸村委員 草野委員 村岡委員 吉山委員
（総務省）内山総務大臣政務官

田中行政評価局長 宮島年金業務監視委員会事務室長 讃岐総務課長 平野評価監視官
明渡評価監視官

4 議事次第

厚生労働省・日本年金機構からのヒアリング

5 会議経過

- 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ業務の入札関係について、厚生労働省及び日本年金機構から、資料に基づき説明があった。

上記の説明に対し、以下のような質疑応答があった。

- ・ 仕様書等を事前入手した落札業者の社員が逮捕されたが、捜査において新たな事実が出てきたわけでは無いのに競争参加資格停止期間を延長（3か月から12か月に変更）するなど処分を重くした理由は何かという質問に対して、入札参加企業の社員逮捕という社会的に重大な事件になったことの実を重く受け止め、府省共通の基準に準拠した機構の規定に基づき停止期間の変更を行ったとの回答があった。
- ・ 業界の専門的な意見や経験が必要な入札の仕様等について、インターネットで知見等を入手することが可能なのかという質問に対して、特定の事業者に偏った仕様等にならない方法としてこのような対策を取ったとの回答があった。
- ・ 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ業務の他にも、年金記録の情報漏えい事件が発生しているが、機構職員の年金記録の検索結果の管理や情報漏えいの防止対策はどのように行っているのかという質問に対して、検索結果は記録が残るシステムとなっており、業務上必要な検索かどうかを管理者がチェックしているが、今回の事件は管理者が行為者であり、チェック体制が甘く、その点を再度徹底したとの回答があった。
- ・ 当委員会においても、入札関係について、様々な観点から厚労省及び機構にヒアリングを行ってきたところであり、価格競争を重視すべきという意見は全く出てこなかったが、先般の事業仕分けにおいて、総合評価方式を見直し、価格競争を重視した入札に変え、2割程度の予算圧縮との仕分け結果が出された。この結果を受けて、どのような対応を考えているのかという質問に対して、突合せ業務の性質上、正確性は当然重視しながら、翌年度の事業運営については、予算編成過程の中で検討しているとの回答があった。

- 年金業務に係る市町村との連携について、厚生労働省及び日本年金機構から、資料に基づき説明があった。

上記の説明に対し、以下のような質疑応答があった。

- ・ 市区町村において第1号被保険者への種別変更手続を行った際、国民年金保険料納付書の送付は約3か月後と言われた例があり、納付書の送付時期を早くできないかという意見に対して、種別変更手続のタイミング等により納付書の送付まで時間を要することもあるが、納付書の迅速な送付に努めていきたいとの回答があった。
- ・ 市区町村からの要望をどのように活用しているのかという質問に対して、市区町村からの種々の要望については、その内容により予算要求事項に加えたり、法令改正の参考に活用しているとの回答があった。
- ・ 市区町村との連携を充実させるような取組を推進すべきではないかという意見に対し、機構への移行に伴い、これまで市区町村との連携の取りまとめを担っていた旧社会保険事務局（各都道府県に配置されていたもの）が廃止されたことなどから、市区町村との連携が必ずしも十分に図られていないという状況は認識しているので、年金事務所やブロック本部、特に、都道府県ごとに複数の副所長が配置され、上記の役割も担っている年金事務所に対して、市区町村との連携を推進するよう指示するとともに、現状を把握したいとの回答があった。
- ・ 市区町村においても年金業務に係る体制及びスキルの維持が難しい状況であり、市区町村担当者への研修実施など機構からの積極的なアプローチが必要という意見に対して、市区町村から研修の実施等の要望があれば、可能な限り対応したいとの回答があった。
- ・ 市区町村の連携が不十分なことが国民年金保険料の納付率の低下にもつながるのではないかという意見について、国民年金保険料の納付率は低下傾向で推移しているが、国民年金業務を行う上で市区町村との連携は不可欠であり、納付率の向上につなげていく上でも連携を充実させたいとの回答があった。

○ 次回の委員会は、開催日未定。

（注）速報につき、訂正の可能性あり。

（文責 年金業務監視委員会事務局）